

弁護士報酬敗訴者負担制度導入に関するアンケートの公表
(公害対策・環境保全委員会のアンケート結果に基づく分析と評価)

2003年10月22日

日本弁護士連合会

当連合会は、公害対策・環境保全委員会を昭和44年より設置し、公害・環境問題に取り組み、公害・環境の法制度並びに重要とされる問題についての調査を実行せしめ、当連合会の意見として公表してきました。

今般、同委員会が、本年7月に弁護士報酬敗訴者負担制度導入に関するアンケートを公害・環境分野（事件）を現実に取り扱っている弁護士、団体、市民を中心に実施し、そのとりまとめを行いました。

その結果に基づき、添付のとおり同委員会がアンケート分析並びに評価をとりまとめましたので、司法制度改革推進本部司法アクセス検討会の討議の資料としていただきたく、ここに公表いたします。

弁護士報酬敗訴者負担制度導入に関する アンケート結果に基づく分析と評価

2003年10月21日
日本弁護士連合会
公害対策・環境保全委員会

現在、司法改革推進本部司法アクセス検討会（以下、検討会といいます）では弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の可否について検討されています。

ところで、公害・環境訴訟の分野においては、侵害が目前に迫る中、被害救済と次世代に良好な環境を残したいとの思いから、資力や情報量に大きな格差がある相手方に対し、勝敗の十分な見通しが立たないまま裁判に踏み切るといった実情や、また、比較的新しい訴訟分野であるため法制度が後追的に整備される場合が多く、裁判で敗訴を繰り返す中で、法理論や法制度が次第に整い、ようやく勝訴事例に至るといった特質もあります（その途中では、仮に勝訴した場合もその一部しか請求が認められないということも例外ではありません）。もちろん、公害・環境分野における被害は人身被害に限られるものではなく、多岐にわたり、人身被害か否かの外縁すら明確ではありません。

そのため、公害・環境分野における両面的敗訴者負担の導入は、この分野での司法アクセスを大きく後退させることになることは明らかです。

そこで、当委員会では、公害・環境分野について人身被害以外の両面的敗訴者負担が導入された場合、司法アクセス等にどのような影響があるか、敗訴者負担についての賛否、公害・環境分野のイメージや裁判における勝敗等に関する緊急アンケートを公害・環境分野（事件）を現実に取り扱っている弁護士、団体、市民を中心に実施し、その取りまとめを行いました。

その結果、わずか1週間という極めて短期間に、180通もの回答があり、その大多数の136通が両面的敗訴者負担の導入を反対とし、賛成（7通）、どちらとも言えない（12通）を大きく上回っていました。

また、訴訟未経験者の回答では、回答数44通の中で、両面的敗訴者負担導入後に公害・環境訴訟を提起すると積極的に評価した者はありませんでした。

さらに、団体・市民の多くは、「敗訴者負担の制度は強者の論理に基づく制度である」など、個別に意見を付して両面的敗訴者負担の導入に反対しています。

その上、公害・環境事件は単純な人身被害に留まらず、自然保護、まちづくり、原発、廃棄物、振動・騒音・日照被害等の人格権侵害問題など、その守備範囲は極めて広く、そもそも、人身被害か否かという点での外縁も不明確であること、訴訟類型も損害賠償のみならず、差止請求や行政処分の取消など多種多様にわたること、しかも、個々の事案において事実関係が大きく異なり、証拠の偏在が著しいため主張・立証の困難性は不可避免的に発生すること、前例のない事案を提訴することもあること、法整備の遅れから勝訴率は必ずしも高くないこと、同種事例であっても勝訴と敗訴の結論が分かれたり、係属裁判所や下級審と上級審での結論が著しく異なることも多くあること、勝訴しても

一部勝訴に留まることが多いこと、そのため裁判の結果についての予見が非常に困難であることなどがあらためて浮き彫りにされました。

他方、敗訴事案であっても貴重な先例となり、立法や行政政策による救済策や制度改革へつながるなどの効果を有していることも明らかとなりました。

これらのアンケート結果は、敗訴者負担の導入によって現に影響を受ける多くの市民・団体は、敗訴者負担の導入反対ので一致しております。

今般、当該アンケートの結果の取りまとめ表を添付し、市民と公害・環境事件に直面する弁護士の生の声を明らかにするとともに、あらためて公害・環境分野における敗訴者負担の導入は、否定すべきであると評価致しました。

(添付資料)

公害・環境事件に関する弁護士報酬の敗訴者負担に関する緊急アンケート

(参考)

アンケート集計結果

対 象 公害・環境分野に携わる弁護士・当事者本人・団体

回収数 180通

人身被害以外の両面的敗訴者負担導入に

賛成7通(条件付1通)、反対136通、どちらとも言えない12通

敗訴者負担導入後の訴訟提起の可否(訴訟未経験者に限る)

提訴する0通、提訴しない18通、どちらとも言えない23通、未回答3通

以上

関係者各位

日本弁護士連合会
会長 本林 徹
同公害対策・環境保全委員会
委員長 津留崎 直美

**公害・環境事件に関する弁護士報酬の敗訴者負担に関する
司法アクセス検討会での討議状況と
それに対応するための緊急アンケート**

現在、政府の司法アクセス検討会では、敗訴者負担制度（敗訴した当事者に勝訴した側の弁護士報酬の一部を負担させる制度）を公害・環境事件について導入すべきか否かという議論がなされております。

その際の検討委員の意見としては、次のようなものがありました。

「公害事件や薬害事件は被害者が勝っているのだから、敗訴者負担にすれば提訴促進になる場合もあるので、敗訴者負担にするのが良い」旨の意見や、「生命・身体被害は他の権利侵害よりも保護の必要性が高いから、人身損害は敗訴者負担にしない、各自負担で行く」旨の意見などです。

前者の、公害事件は被害者が勝っているので敗訴者負担にすれば提訴しやすくなるという意見については、事実とは言いかねます。たしかに、勝訴した事件も多数ありますが、詳細を言えば、多数原告のうちごく一部しか勝訴していない場合や、請求額のごく一部しか認められていない判決がほとんどです。このように、請求した額に対する認容額の割合が5割未満の事件については、因果関係・違法性・過失などの事実認定がされても、請求額との割合で、敗訴者負担させられるという制度設計も考えられます。

また、後者の、人身損害が生じた場合を各自負担とするとの意見からすると、眺望、景観、日照、自然保護など人身被害が生じる以前のものについては、敗訴者負担化（両面的）されて、相手方の弁護士報酬の一部の負担のリスクを考えつつ、提訴を検討するということになりかねません。

そこで、このような情勢に関して、皆様のご意見を伺いたく、アンケートをお願い致します。

第1次締め切りは平成15年7月17日です。

アンケートのご回答は、郵送・Eメール・FAX何れかで、下記宛にお寄せください。よろしくお願いいたします。

郵送先 : 〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 日本弁護士連合会人権第2課太田宛
Eメール : 該当項目以外を削除して、otay@nichibenren.or.jp まで
FAX : 03-3580-2866 まで

**公害・環境事件における
弁護士報酬の敗訴者負担に関する緊急アンケート**

1. 回答者のお立場

- ① 弁護士
- ② 訴訟事件原告・被告
- ③ 訴訟未経験者

2. 公害・環境としてどのような事件を想起しますか？(複数回答可)

※より具体的なイメージがあれば()内に記載してください。

- ① 水俣、四日市などの四大公害裁判のような工場排煙、工場排水などによる人身被害に関わる事件 ()
- ② 道路大気汚染・騒音公害 ()
- ③ 廃棄物問題 ()
- ④ 自然保護訴訟 ()
- ⑤ 日照・景観侵害 ()
- ⑥ 近隣騒音 ()
- ⑦ 基地騒音公害 ()
- ⑧ 原発問題 ()
- ⑨ シックハウス・化学物質問題 ()
- ⑩ 薬品・食品公害 ()
- ⑪ その他 ()

3. あなたが原告・被告又は代理人などになった公害環境事件があればお教え下さい。

(1) 事件の訴訟形態など

- ① 差し止め
- ② 損害賠償
- ③ 行政処分取り消し
- ④ 調停
- ⑤ その他

(2) 分野

- ① 大気汚染
- ② 騒音
- ③ 廃棄物関係
- ④ 自然保護
- ⑤ まちづくり(景観・マンション問題・場外車券場等)
- ⑥ その他

(3) 被告

- ① 民間業者
- ② 行政
- ③ 個人
- ④ その他

(4) 勝訴したら相手方から自分の弁護士報酬の一部を回収できるけれども、他方で、敗訴した場合に相手方の弁護士報酬を負担しなければならないという制度(両面的敗訴者負担制度)が導入された場合、あなたは原告・被告として又は代理人として公害環境訴訟を提起しやすくなると感じますか。

はい

いいえ

どちらともいえない

4. (訴訟未経験者の方に) 2で想起された公害・環境訴訟の原告になることを検討していると仮定して、敗訴した場合に相手方の弁護士報酬を負担しなければならない制度であった場合でも、原告として公害環境訴訟を提起しますか。

① はい

② いいえ

③ どちらともいえない

5. 司法アクセス検討会では、「公害事件は被害者が勝っているから敗訴者負担(両面的)にすれば、提訴促進になるので、敗訴者負担(両面的)にするのがいい」という趣旨の意見が出されていますが、あなたは、公害事件は被害者が勝っていると思いますか、また、敗訴者負担(両面的)で提訴しやすくなると思いますか？

① はい

② いいえ

③ どちらともいえない

(

)

6. 司法アクセス検討会では、「人身損害が生じた場合は、他の権利侵害よりも保護の必要性が高いから、敗訴者負担にせず、各自負担の現状を維持する」という意見が出されており、これによると、人身被害を生じない自然保護などの事件は敗訴者負担(両面的)になると趣旨と思われそうですが、あなたは、どう思いますか？

① 賛成

② 反対

③ どちらともいえない

(

)

7. その他ご意見をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

お差し支えなければ、ご記入ください。

お名前 ()

ご所属 ()

ご連絡先 ()